



4 総第 159 号
令和 4 年 10 月 13 日

原村特別職報酬等審議会 会長 様

原村長 五味 武雄



特別職の報酬額の改定について（諮問）

原村特別職報酬等審議会条例（平成 27 年条例第 18 号）第 2 条の規定により、村議会議員の議員報酬の額並びに特別職の職員の報酬及び給料の額の改定について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 村議会議員の議員報酬の額について

（1）議員の報酬額

区分	現行（月額）	諮問（月額）	改定額
議長	259,000 円	円	白紙諮問
副議長	201,000 円	円	白紙諮問
常任委員長及び 議会運営委員長	194,000 円	円	白紙諮問
議員	183,000 円	円	白紙諮問

（2）改正期日

令和 5 年 5 月 1 日

2 村長、副村長及び教育長の給料の額について

区分	現行（月額）	諮問（月額）	改定額
村長	703,000 円	703,000 円	据置き
副村長	588,000 円	588,000 円	据置き
教育長	516,000 円	516,000 円	据置き

3 非常勤特別職の報酬の額について

(1) 非常勤特別職の報酬額

職名		現行	諮問	改定額
教育委員会	教育長職務 代理者	月 23,800 円	月 23,800 円	据置き
	委員	月 21,600 円	月 21,600 円	据置き
農業委員会	会長	月 29,700 円	月 29,700 円	据置き
	職務代理	月 21,900 円	月 21,900 円	据置き
	委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
	農地利用最 適化推進委 員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
選挙管理委員会	委員長	月 17,500 円	月 17,500 円	据置き
	委員	月 15,000 円	月 15,000 円	据置き
監査委員	議会選出	月 20,200 円	月 20,200 円	据置き
	識見を有す る者	月 33,100 円	月 33,100 円	据置き
福祉委員協議会	会長	年 130,000 円	年 130,000 円	据置き
	副会長	年 105,000 円	年 105,000 円	据置き
	委員	年 103,000 円	年 103,000 円	据置き
消防団	団長	年 199,200 円	年 214,000 円	14,800 円
	副団長	年 135,600 円	年 144,000 円	8,400 円
	分団長	年 90,000 円	年 101,000 円	11,000 円
	副分団長	年 63,700 円	年 63,700 円	据置き
	ラッパ長	年 60,200 円	年 60,200 円	据置き
	副ラッパ長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	班長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	団員	年 19,200 円	年 36,500 円	17,300 円
上記以外の非常 勤特別職	会長又は委 員長	日 6,300 円	日 6,300 円	据置き
	委員	日 6,000 円	日 6,000 円	据置き

(2) 消防団員の出動報酬の創設

消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じて、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。

- (1) 災害の場合 1日につき 8,000 円（1日当たりの従事時間が4時間未満の場合は、4,000 円）
- (2) 団長の命による警戒又は訓練等の場合 1回につき 1,000 円以内で、村長が定める額

(3) 改正期日

令和5年4月1日

4 諮問の要旨

本村特別職の報酬等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適宜適切に原村特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において議論いただくべきものであります。

現在の村議会議員の議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料の額については、平成28年2月の審議会以降、審議を行っていないのが実情です。

このことから、本村を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、村民の理解が得られるものとするために、村議会議員の議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料のあるべき水準について、審議会に諮問するものであります。

また、消防団の報酬額については、令和3年4月13日に消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（以下、「本通知」という。）が発出され、本通知は、消防団員の減少を改善するため、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇の改善に向けて今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を取りまとめられたものです。

本通知の発出により、本村においては、原村消防団正副分団長会議で消防団員の報酬額及び出動報酬の創設について十分な検討を行いましたので、本審議会に諮問するものであります。